

大チュニス圏における夜間外出禁止令（１０月７日）

本７日夜、国営テレビワタニア１は、チュニス県知事等が政府に求めていた外出禁止令の施行が承認され、明日８日から大チュニス圏（チュニス、アリアナ、ベンアルース及びマヌーバの各県）において、夜間外出禁止令が施行されると報じました。

・ 外出禁止時間

月～金：２１：００～翌５：００

土日：１９：００～翌５：００

また、国営通信 TAP によると、７日夜、アリアナ県知事が取材に応じ、大チュニス圏における夜間外出禁止令について、明日８日から１５日間にわたり適用されるとし、同期間で新たに執られる措置につき以下のとおり報じています。

- ・ 教育関連機関（学校、職業訓練施設、大学、研究施設）は、必要な衛生措置を取った上で、活動を継続
- ・ 定期市の中止、金曜礼拝の禁止
- ・ カフェ、レストラン、喫茶店はテーブル、椅子の利用禁止、店舗外での商品提供に限る営業
- ・ 全ての屋外施設での消毒措置の強化
- ・ 生活必需品は十分に提供されるよう必要な生産・商業活動は衛生措置を徹底した上で活動を継続する

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は急増しています。上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和2年10月7日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417